

大分市自治基本条例検討委員会
第2回部会代表者会議

平成22年7月6日(火) 10時から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 今後の方向について

(2) その他

第12回全体会議の意見集約

全体に関する意見
理念部会に関する意見
市民部会に関する意見
執行機関・議会部会に関する意見
市政運営部会に関する意見
市民参加・まちづくり部会に関する意見

(全体での意見交換)

条例全般について

自治基本条例か自治体基本条例か、あるいは市政基本条例かという考えをまとめてもらいたい。自治体基本条例よりも市政基本条例の方が妥当と考える。(一委員)
まちづくりの全てを市が行うわけではなく、市民が直接担う部分もあることを明確にする必要があるのではないか。(一委員)

総花的で自治基本条例としての特徴が感じられない。(一委員)

条例のタイトルとして「大分市市民自治基本条例」とか「大分市市民自治(まちづくり)基本条例」という形にしたらどうか。(一委員)

前文について

特徴を感じない要因として前文の印象がそうさせている。(一委員)

前文にこそ条例制定の意気込みや想い、めざす方向がしっかりと謳われるべき。(一委員)

歴史、文化、自然、産業などは、日本国憲法の前文にも書かれていないので必要ないのでは。また、このような内容は市民憲章(大分市民の誓い)として既にある。(一委員)

条例制定の目的として、

最高規範としての自治体憲法を制定すること

自治行政権、自治立法権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすこと

真の住民自治の確立と都市内分権、地域内分権の徹底検証

が自治基本条例のめざすところであると考えるので、住民自治や地域自治の方向を明確に表現することが前文では必要ではないか。(一委員)

自治基本条例を作る意図や狙いについては、目的の項目に書いていることが全てであり、前文というのは市民に読んでもらい共感してもらいたいという気持ちをこめている。(理念部会)

前文の中で用語の定義が良く分からないものがあるので教えてもらいたい。(一委員)

様々な意見は大事であると感じているので、具体的な指摘をいただければありがたい。(理念部会)

最高規範ということであれば、前文の最後ではなくて最初に謳っておくべきではないか。(一委員)

第3段落と第4段落はまとめた方がよいのではないか。(一委員)

まちづくりの中でも人づくりがかなり基本的なことだと思うので、「人づくりとまちづくり」という文言も前文に欲しい。(一委員)

歴史的な背景と豊かなまちというのは分かるが、そこにもう少し具体化したものが欲しい。(一委員)

基本理念について

第3条第3号の「協働のまちづくり」は、「真の住民自治の確立と自主自立のまちづくり」ではないか。(協働は手段であって目的ではないため)(一委員)

市民の責務について

第6条第2項の「子供が健やかに育つための環境作り…」とあるが、議会が提案しようとしている「子どもに関する条例」とのすり合わせが必要である。(一委員)

職員の責務について

第11条第3項の「職務に関し違法又は不当な事実が認められる…」とあるが、「不当」という言葉を「不適切」という言葉に変えないと問題がある。(一委員)

政策法務について

第26条には、最高規範とする法体系を最終的には構築するということがこの条例の目的ではないかと思うので、そういう文言が謳われないと問題がある。(一委員)

第26条第1項の「地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行う…」と、考え方の欄の「条例制定権が拡充されたことにより、自主自立の市政運営の確立に向け…」の関係を良く考えると、あくまで「地方自治の本旨に基づき」なので「自主解释权」が出てこなくなるのでは。(一委員)

よって、第26条の第1項は、「地方自治の本旨を基本としながら、住民自治を進化させるために、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。」とならないと意味が伝わってこないのではないか。(一委員)

住民投票について

政府で「住民投票法案」を作ろうという動きがあり、その動向を踏まえておく必要がある。(一委員)

(議会に関する条文の中間報告)

議会の役割及び責務について

9名の議会選出検討委員で確認した文言は、

第12条 議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、地方公共団体の議事機関と位置づけられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担う。

2 議会は、市民福祉の向上を図ることを基本として、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。

3 議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする。

4 議会における活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項については、議会基本条例に定めるところによる。

であり、今後「議会活性化検討会議」で審議をし、「議会運営委員会」に諮って最終的に素案に反映させる予定である。(議会選出委員代表)

(理念部会のまとめ)

理念部会案の全般について

様々なご意見をいただく中、理念部会としては、現在の部会案で良いのではないかと
思っている。

条例全般について

議論の際に大事にしたのは、出来るだけやさしい言葉で、出来るだけ大勢の市民に
読んで分かってもらって、やる気を起こしていただくような文章としたので、従来
の一般的な条例とは一味違ったものをめざしてきたので、理解をいただきたいのと、
他の部会においてもやさしい表現というものに心がけていただけるとありがたい。

(市民部会のまとめ)

条例全般について

全体的に総花的であるため、大分市が今後進んでいく方向やどんどん変化する世の
中で大分市がどういうまちづくりをしていくのかという、夢を語る部分が前文をは
じめ各章の第1項の中に出てきて欲しい。

大きな問題となっている「環境」や「少子高齢化」などの議論を掘り下げの中で、
そういった課題を克服するための内容を盛り込めると良い。

職員の責務について

具体例として、「第11条職員の責務」の現在案は、当たり前のことを書いている
が、協働の観点から、「職員がもっと地域に出て行く、地域に根ざす」ということ
を考え、地域との関係を謳いこむ必要があるのではないかと。

(執行機関・議会部会のまとめ)

前文について

前文には、こういうことを実現するためにこの条例を作ったんだということが、直
ちに分かる内容を出していただければ、そこから各条文のまとめりが出てくるので
はないか。

前文については、各部会でもう一度議論をしても良いのではないかと。

定義について

「自治」という言葉は、こういう意味であるから、その意味でここは「自治」なん
だというような確認を取りながら条文構成ができることが必要ではないかと。

市民の権利・責務について

市民にとって権利ばかりでなく義務も伴うことを条文の先頭部分で分かっていた
だけのような示し方があっても良いのではないか。

(市政運営部会のまとめ)

市政運営部会案の全般について

市政運営として洩れのないように、条文を挙げているので皆さんの意見をいただい
た上で削除できるものは削除したい。

執行機関・議会の条文と重複している内容については整理ができる。

市民参画及びまちづくりと似通った内容の条文については、視点が違うなどの見方
が少し違うかもしれないので改めて整理する。

市政運営の章から独立させた第37条、第38条、第39条については、考え得る
範囲の中でこういうこともあるのではないかとということで挙げているので、必要か
不要かのご意見をいただきたい。

(市民参加・まちづくり部会のまとめ)

前文について

前文には、この条例が一体何を規定しているのか、また、何を期待しているのかと
いうことが欲しい。

市民主権のまちづくりをめざすにあたり、そのまちづくりに求められる視点や目的
の部分が前文には見えない。

市民が必ず目を通すであろう部分ということから、やはりこの条例の持つ意味付け
をしっかりと記述した方が良いのではないか。